

練馬区ネットワーク再構築に係るプロポーザル募集要領

1 目的

本要領は、練馬区ネットワーク再構築についての最適な事業者の選定を、価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から選定を行うプロポーザル方式で実施するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) ネットワーク再構築業務委託

ア 件名

令和 9 年度基幹ネットワークの再構築業務委託

イ 履行期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和10年 3 月31日

※ 移行作業は令和 9 年12月31日までに完了させること。

ウ 業務内容

仕様書（別紙 1）による

(2) ネットワーク回線提供

ア 件名

令和 9 年度基幹ネットワーク回線の利用（単価契約）

イ 履行期間

令和 9 年10月 1 日から令和10年 3 月31日（想定）

※ 区において、受託者の履行状況の評価を行った結果、総合評価が「優良」または「良好」である場合は、年度ごとに契約の更新を行う。

なお、契約の更新は令和14年12月31日までとする。

ウ 業務内容

仕様書（別紙 1）による

(3) ネットワーク維持運用

ア 件名

令和 9 年度基幹ネットワークの維持運用委託

イ 履行期間

令和10年 1 月 1 日から令和10年 3 月31日（想定）

※ 区において、受託者の履行状況の評価を行った結果、総合評価が「優良」または「良好」である場合は、年度ごとに契約の更新を行う。

なお、契約の更新は令和14年12月31日までとする。

ウ 業務内容

仕様書（別紙1）による

3 概算経費 ※再構築業務委託、回線提供、維持運用の合計金額

- (1) 概算経費は、2,729,129千円（税込）とする。
- (2) 概算経費を超えた見積価格の提案は無効とする。

4 提案上限額 ※概算経費に機器等賃貸借（60か月。保守含む。）の費用を含めた金額

- (1) 提案上限額は、3,312,658千円（税込）とする。
- (2) 提案上限額を超えた見積価格の提案は無効とする。

5 参加資格

つぎの条件をすべて満たすこと。

- (1) 官公庁（国、都道府県、区市町村）において、本件に類する業務の実績があること。
- (2) 官公庁（国、都道府県、区市町村）において、電子調達の資格を有しており、情報処理業務の共同格付ランクが「A」であること。
- (3) プライバシーマークまたはISO/IEC27001が付与認定されている事業者であること。

6 欠格条項

つぎのいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルに参加できない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者。
- (2) 提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和61年4月1日練総経発第394号）による指名停止期間中である者。
- (3) 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成22年8月2日22練総経第335号）による入札参加除外措置期間中である者。
- (4) 法人として、法人事業税（特別法人事業税を含む）、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者。
- (5) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。）にある者。

7 プロポーザル日程

募集要領等の公表	令和 8 年10月22日(木)
応募届提出期限	令和 8 年11月 2 日(月) 午後 5 時
拠点の下見	令和 8 年11月 4 日(水)～11月 5 日(木)
質問受付期間	令和 8 年11月 4 日(水)～11月 9 日(月)
質問回答日	令和 8 年11月16日(月)
提案書等提出期限	令和 8 年11月24日(火) 午後 5 時
一次審査 結果通知	令和 8 年12月 4 日(金)
二次審査（プレゼンテーション）	令和 8 年12月10日(木)
二次審査 結果通知	令和 9 年 1 月下旬（予定）

8 参加応募

参加を希望する者は、以下の要領で応募すること。

(1) 受付期限

令和 8 年11月 2 日(月)まで

※ 受付時間は、平日の午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 5 時までとする。

(2) 提出書類

つぎの書類を提出すること。

提出書類	提出部数
応募届（様式 1）	1 部
会社概要	1 部
法人税、法人事業税、消費税および地方消費税の滞納がないことが分かる証明書	1 部
情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001またはISMS）またはプライバシーマーク制度の認証が分かるもの	1 部
下見参加届（様式 2） ※「9 拠点の下見」の参加を希望する場合	1 部

(3) 提出方法

下記担当に事前に電話連絡の上、提出場所に持参すること（郵送不可）。また、電子メールでも送付すること。

(4) 提出先

住所 練馬区中村北一丁目 6 番 7 号（練馬区役所中村北分館）

担当 練馬区企画部情報政策課情報システム係 前田

メール jokan16@city.nerima.tokyo.jp

電話 03-3825-0211

9 拠点の下見

事業者に対し、練馬庁舎の詳細および縦系統配線工事等に必要な情報を提供する

ことを目的に、現地を下見する機会を設ける。

応募届を提出済みの事業者のみ参加可能とするが、応募要件を満たしていない場合や欠格事項に該当する場合は参加不可とする。

(1) 日程

令和8年11月4日(水)～11月5日(木)の期間に実施する。

下見時間は各事業者1時間程度とする。

下見日時については、区が指定し、令和8年11月2日(月)午後6時までに各事業者（応募届に記載された電子メールアドレスあて）に電子メールで通知する。

(2) 場所

練馬庁舎（豊玉北6丁目12番1号）の本庁舎・西庁舎・東庁舎のEPS・コアスイッチ設置場所

(3) 参加届の提出

下見参加届（様式2）をプロポーザル参加応募時に提出すること。

10 質問回答

本プロポーザルに関する質問は、以下の要領で行うこと。

(1) 受付期間

令和8年11月4日(水)～11月9日(月)

※ 受付期間後の質問は受け付けない。

(2) 質問方法

質問書（様式3）を記載の上、電子メールで提出すること。また、電子メールの件名は【練馬区ネットワーク再構築に係る質問書提出（事業者名）】とすること。

※ 質問者からのメールを受信した後、区から受理した旨の電子メールを返信する。返信メールが届かない場合は、担当まで連絡すること。

(3) 質問先

担当 練馬区企画部情報政策課情報システム係

メール jokan16@city.nerima.tokyo.jp

(4) 回答方法

事業者名を伏せた上で、応募届を提出済みのすべての事業者（応募届に記載された電子メールアドレスあて）に対し、令和8年11月16日（月）までに電子メールで回答する。

11 提案書等の提出

参加を希望する者は、以下の要領で提案書等を提出すること。

(1) 受付期限

令和8年11月24日(火)まで

※ 受付時間は、平日の午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで

とする。

※ 受付期限後の提案書等の差し替えおよび再提出は認めない。

(2) 提出書類

つぎの書類を提出すること。提案書等の作成にあたり提案書等作成要領（別紙2）を参照すること。

提出書類	提出部数
提案書	1 部
要件適合表（様式4）	1 部
受託実績一覧表（様式5）	1 部
見積書（様式6）	1 部

(3) 提出方法

8(3)と同じ

(4) 提出先

8(4)と同じ

12 辞退

提案を辞退する場合は、以下の要領で届け出ること。

(1) 受付期限

令和8年11月24日(火)まで

※ 辞退決定後、速やかに届け出ること。

※ 代表者印を押印すること。

※ 受付時間は、平日午前9時から正午、午後1時から午後5時までとする。

(2) 提出書類

辞退届（様式7）を提出すること。

(3) 提出方法

8(3)と同じ

(4) 提出先

8(4)と同じ

13 一次審査（書類審査）

一次審査の対象は参加資格を満たす者とする。

選考書類および提出物について、提案評価基準（別紙3）に基づき審査を行う。合計点の高い順に3者程度を一次審査通過とする。審査結果は令和8年12月4日（金）までに書面により通知する。

14 二次審査（プレゼンテーション）

二次審査の対象は一次審査を通過した者とする。

令和8年12月10日(木)に、提案書等の内容および提案内容についてのプレゼンテーション、ヒアリングを行い、提案評価基準（別紙3）に基づき審査を行う。
区の求める水準以上の提案を行った事業者の中から、一次審査および二次審査の合計点が最も高い者を受託候補者とする。
説明者は本業務を受注したときに主な担当となる者とし、3名以内とする。
審査結果は令和9年1月下旬に書面により通知する。

15 受託候補者との協議

受託候補者と区との協議により、委託業務の詳細な内容を決定する。

受託候補者が本件の契約を辞退した場合および契約締結前に、練馬区から指名停止措置を受けるなどにより参加資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位の者を新たに受託候補者として選定することができる。

16 情報公開

本件業者選定情報（提出書類を含む。）は、練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号）に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、「プロポーザル方式による業者選定情報に係る情報公開基準」（別紙4）に基づき取扱うものとする。

17 その他事項

- (1) 提出書類の作成および提出等、提案に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。区の所定の保存年限経過後に廃棄する。
- (3) 審査書類提出から契約締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合は、その時点で失格とする。
- (4) 提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとする。
- (6) 提案書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。
- (8) 本件にかかる予算が成立しない場合、区は契約を締結しないまたは解除することができる。なお、これに伴う提案者の損失について、区は損害賠償の責を負わないものとする。
- (9) 本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

18 本件で提示する別紙・様式一覧

- 別紙1 仕様書
- 別紙2 提案書等作成要領
- 別紙3 提案評価基準
- 別紙4 プロポーザル方式による業者選定情報に係る情報公開基準
- 様式1 応募届
- 様式2 下見参加届
- 様式3 質問書
- 様式4 要件適合表
- 様式5 受託実績一覧表
- 様式6 見積書
- 様式7 辞退届
- 様式8 提案書表紙

19 問合せ先・担当

- 担当 練馬区企画部情報政策課情報システム係 前田
- メール jokan16@city.nerima.tokyo.jp
- 電話 03-3825-0211